

入会・会費規則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本TEC学術研究会 (Total Evidence Care) (以下「この法人」という。) 定款第5条及び第6条の規定に基づき、この法人の会員としての入会及び会費に関して必要な事項を、次の通り定める。

第2条 定款第5条に定める入会申込者に対する理事会の承認基準は原則として、次のとおりとする。

【1】 正会員 (一般会員・功労会員・評議員とする。)

【2】 法人会員 (賛助)

【3】 特別会員 (地方公共団体など)

(会費)

第3条 定款第6条に定める会費年額は次のとおりとする。

【1】 5,000円

【2】 10,000円

【3】 30,000円

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 会費の納入は年1回とし毎年度3月末日までに全額納入しなければならない。

但し、新規会員は入会時に会費を納入するものとする。

(入会手続)

第4条 この法人の正会員または団体会員になろうとする者は、所定の入会申込書に、必要事項をすべて記入し、押印し、当該年度の会費を添えてこの法人の事務局に提出しなければならない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記から施行する。

賛助会員とは：運営には直接関与せずまた社員総会における議決権を保有しない形で組織を支援する団体。